

昭和二十六年二月二十日(火曜日)

午後一時四十八分開議

出席委員

委員長 夏堀源三郎君

理事 小山 長根君 理事 西村 直巳君

理事 天野 久君

大上 司君 川野 芳滿君

佐久間 徹君 島村 一郎君

三宅 則義君 宮崎 晴君

内藤 友明君 松尾トシ子君

竹村余良一君 深澤 義守君

出席國務大臣

大蔵大臣 池田 勇人君

出席府委員

大蔵事務官 (主務局長)

委員外の出席者

専門員 椎木 文也君

専門員 黒田 久太君

二月十九日

江戸川沿岸土地買収代金に対する免
税の請願(青木正君紹介)(第七〇三
号)

水産業協同組合及び各種漁業機関に
対する課税減免の請願(鈴木善幸君
紹介)(第七一二号)

たばこ民営反対の請願(竹山祐太郎
君紹介)(第七三四号)

同(田中鐵之進君紹介)(第七三五号)

清涼飲料及び嗜好飲料に対する物品
税撤廃の請願(塚田十一郎君紹介)
(第七六四号)

絹人絹織物に対する物品税課税反対
の請願(星島二郎君外一名紹介)(第
七六五号)

陶管及び粘土かわら焼成用工業塩価
引下げの請願(江崎眞澄君紹介)(第
七七六号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

所得税法の一部を改正する法律案
(内閣提出第二五号)

法人税法の一部を改正する法律案
(内閣提出第二六号)

通行税法の一部を改正する法律案
(内閣提出第二七号)

登録税法の一部を改正する法律案
(内閣提出第二八号)

相続税法の一部を改正する法律案
(内閣提出第二九号)

印紙税法の一部を改正する法律案
(内閣提出第三〇号)

骨牌税法の一部を改正する法律案
(内閣提出第三一号)

租税特別措置法の一部を改正する法
律案(内閣提出第三五号)

○夏堀委員長 それでは、これより会
議を開きます。

所得税法の一部を改正する法律案外
七税制改正法律案を議題といたしまし
て、引続き質疑を続行いたします。

この際委員長より大蔵大臣に簡単に
お伺いしたいことがあります。東京銀
行の債券発行の問題で、予算委員会
では大分問題を大きく取上げているよ
うであります。こうした問題がもし遺
漏の点があれば、当委員会においてこ
れを取上げべきは当然であると思いま
すけれども、私どもとしては、これは大
した問題として取上げべき筋合いのも

のではない。こう考えておりましたの
で、そのまゝになつておつたのであり
ます。ところが予算委員会においては
何か含みがあるか、この問題を非常に
大きく取上げて、しかも野党の方から
声明書までも発表し、この内容を新聞
紙上において見ますと、東銀債の発
行問題は、大蔵官僚と銀行当局との間
に何か微妙な関連を含んでいるばかり
でなく、日銀総裁、政策委員会の反対
を押し切つて強行した云々と、何かし
ら大蔵大臣及び大蔵官僚に対して、非
常に含みのある発表をしておるのであ
ります。なお政策委員会の方で、中山
日銀政策委員としての発言のうちに、
短期金融債の発行については、大蔵
大臣は、発行の余力のあるところ、今
後も発行を認めるといふことが、預金
の多いところが発行できないといふ不
平が起るというのを述べております
が、この問題に対しては、私ははむ
しろ反対の考えをもつております。預
金のあるところは預金によつて、いわ
ゆるその運用をまかなわなければなら
ぬのであつて、預金のないところが金
融債によつて調整をとるといふことに
考えていいではないか。そして公平を
期するといふ線に持つて行くべきでは
ないだろうか。ところがそういう方法
をとつた方が不公平が起るといふこと
を、中山日銀政策委員が申し述べられ
ておりますので、こうした問題を、
当委員会においてそのまゝ不問に付し
ておるといふこともどうかと思いま
すので、この際大蔵大臣から、この

問題についての見解を明らかにしても
らいたいと思ひますが、この点大蔵
大臣より説明を承ります。

○池田國務大臣 昨日の予算委員会に
おきます討議の状況は、速記録でご
らんいただきたいと思ひます。しこう
して大蔵当局と東京銀行の間について
おきまうが、これは心外きわまるので
ございまして、討議の間におきまして
も、臭いという上言葉が使われま
したから、即座に私はこれに対して反
駁いたしておつたのであります。し
こうして日銀当局と大蔵当局とが非常に
食い違つておるといふことを言われて
おりますが、私は一万田総裁から、
これについては反対であるといふ申出
は聞いておりません。ただししばらく時
期を待たせたらどうか、自分が帰つてか
らにしてくれたらどうかといふ申出は
あつたのであります。しかし預金の吸
収並びに資本の蓄積は焦眉の急であり
ますので、東京銀行から相談を受けま
したとき、十億程度ならば適當であ
らうという答えをしたのであります。

他の銀行は、全部昔とは違ひまして普
通銀行に相なつたのであります。し
こうして先般御決議をいただきました金
融機関の債券発行等に関する法律によ
りまして、各普通銀行は法律の制限の
もとに債券を発行し得る建前になつて
おるのであります。債券を発行し得る
銀行は自分かつてにできる建前になつ
ておる。ただ大蔵省は全般的に監督し

ておりますので、届出でも何でもござ
いせん。ただ非公式の交渉を受けた
ので、私どもの意見を言つた次第であ
るのであります。しこうして今委員長
のおつしやいました公平、不公平につ
きましては、私も昨日答えておつたの
であります。資本金が少なくて預
金をたくさん持つてゐる。すなわち自
己資本の二十倍以上に預金を持つてい
るところは出し得られませんが、自己
資本の二十倍以下のところは、この際
ある程度金融債を発行して、たんと
預金その他隠れたる預金を吸収するこ
とは、現下の経済金融情勢からいつて、
私は当然の措置と考えておるのであ
ります。ただ地方銀行の方々が心配せ
られておるうちに、預金の横流れが行
われて金融界を混乱に導くようなこと
があつてはいけませんので、そういう
ことのないよう、発行の条件、発行
の額あるいはその他応募する人の層を
見ながら、適當な金融債の発行は、私
は今の情勢から申しまして、委員長
のおつしやうに當然なことと考えて
おるのであります。御承知の通りに今
の日本の金融制度は、ほんとうに學問
的でも何でもございせん。單なる
終戦後のどさくさである程度直して行
く道行きであるのであります。しこう
してその間に早急の資金吸収という大
問題が起つた場合におきまして、私は
源泉徴収課税を認めたり、あるいは法
律でできることになつております銀
行債の発行は、過渡的措置としてやむ
を得ないと申しまするか、適當な措置

という確信を持つておる次第であります。なお本来ならば大蔵委員会において御議論いただくのがけつこうかと思ひます。予算審議の過程におきまして質問が出たので、予算委員会に審議されるように相なつたのであります。私は日本銀行あるいは各金融機関の意見も十分考慮いたしまして、東京銀行が二月の十五日から十億円の金融債を発行することは適當であるという固い信念、確信を持つておる次第であります。

○夏堀委員長 もう一点簡単に伺ひたい。今後もあることですか、この点をきつておきたいと思ひます。政策委員会の性格、これは私どもの考えとしても、當然法律に示されてあります通り、やはり日本銀行内にこの政策委員会を置くということであると思ひますが、その政策委員会が、大蔵大臣のいわゆる監督権と申しますか、これをさしおいて反対の意見を發表するということになると、非常に何か政策的に矛盾した面が現れて来るのではなからうか。そこで金融政策の最高方針は大蔵大臣がこれを持たなければならず、そして日本銀行の監督権は當然法律に示す通り、大蔵大臣がきつておられるのであります。そのために政策委員会も大蔵大臣がこれを監督するということに、解釈してよろしいかどうかということに對する御答弁を承りたいと思ひます。

○池田國務大臣 大蔵大臣は日本銀行並びに各種の銀行につきまして、全般的の監督権——全般的の監督権と申すのと語弊があるかもしれませんが、相当程度の監督権がございます。しこうして金融面に関します大蔵大臣の権限

と、日本銀行の政策委員会の権限と、おのずから違つておる点があるのではありません。たとえば金利の問題をきめるのは、これは一府政策委員会がきめまして、そして大蔵大臣に報告することに相なつておるのであります。銀行の監督権はわれわれのところにあるのであります。従ひまして金融債の問題につきまして、政策委員会が議論されることは適當であらうと思ひます。その結果は大蔵大臣にしていることとできません。大蔵大臣は大蔵大臣の職権でやるのであります。しかも私は政策委員会であらういふ結論に相なつたということとを、直接に大蔵大臣として聞いていないのであります。中山君が参考人として意見を述べられることは、これは中山君のことでございます。大蔵大臣が金融情勢を見て、法律に許された範囲内におきましての金融債について相談を受けた。——これは許可とか認可の申請ではございませんが、一般的の相談を受けてやつた。これに政策委員の人がとやこう言おうとも、大蔵大臣は自分の職権としてやつて行く考へであります。

○夏堀委員長 わかりました。宮崎君。○宮崎委員 委員長の特別な御配慮により、たま／＼予算委員会でも問題視されました東銀債の発行について、適切なお尋ねがあつたわけでありまして、従ひまして直接この問題につきまして、これ以上お伺ひする必要もないかと思ひます。私も昨日予算委員の一員といたしまして、本件に関します質問を詳細に聞いておつた一員でありまして、残念なことには財政金融政策と

申しますか、国の重要な施策に關します問題を離れまして、あたかも検査廷か、法廷におきましての質問のようになつて繰返された。われわれは與党であります關係上、なるべく平穩なる希望いたします關係で、黙つておつたわけでありまして、少々これに對します考へ方が違つておるうかと思ひます。大蔵委員会としてしましては、もしかような問題を取上げるとするならば、進んで当委員会が話し合ひをいたすべき問題であります。委員長もその点については十分気づきのことのようでありまして、これ以上申し上げませんが、適當な時期におきまして予算委員会等にも話し合ひをいたしまして、當委員会の理事にあまり心配をいたさないうちにいたしていただきたいことを申入れをしておきたい。

次にこの際大蔵大臣にお尋ねいたしますが、先般當委員会に大蔵大臣の御出席を煩はしました際に、まず私がお尋ねいたしました冒頭の問題は、いわゆる二重通貨制というやうなことが、一萬田さんがアメリカにおいて、いろいろ放言せられますことによつて、どうも国内に流れて困るが、一体こういうことを考へておるのかどうか、こういうことが行えるのかという趣旨のお尋ねをいたしました。こういう事例を見まして、一萬田さん個人の意見は、残念ながら現在の大蔵大臣の意向とは違つておるわけですね。ことに最近UP通信の伝へますところのアメリカにおきまして一萬田さんのお話は、再軍備の線において経済政策を修正したといふ。——これはほんとうに言つたかどうか、アメリカと距離がありますのでわかりませんが、UP通信の伝へる報

道が真実であるならば、現在の吉田内閣は、少くとも再軍備には慎重を期すべきである。再軍備に要する予算的な弾力等についても、いまだその基礎をとらえることができない段階であるので、再軍備の問題は輕々にこれを取止ぐべきでないということを明らかにしておきます。しかるにかかわらず一萬田さんは、再軍備の線に経済政策を修正するのだといふことを言つておつたUPは伝へてゐる。これくらい一萬田さんの言うことは現在の政府の考へ方と違つておる。もちろんこれは一萬田さん個人の意見だと私は思ひ、御歸朝の上は適當な時期において、これをただすことをはばからないものであります。したが、とにかくそういう方向でありますので、大蔵大臣と違つた考へ方をもち、個人の意見として各方面に流す。たとえば東銀の金融債を出しても、望ましい方がよからうというやうな、然るでありまして、これを大蔵大臣がさういふ必要なしと考へ、東京銀行に對し金融債の発行を——承認といふものではありませんが、さしつかえなからうという常識的な承認を與えたといふことは妥當である。私はかように考へておるものであります。ことに東京銀行の性格なるものは、御承知のように沖繩との取引は内國貿易の形態をとつておりまして、アメリカのドル資金、おもにEOA勘定であります。これを東京銀行へドルで拂ひ込みまして、沖繩との貿易はすべて東京銀行を通じて円決済をしておるわけでありまして、従つて東京銀行は普通銀行と違ひまして、沖繩というものを対象として考へますれば、りつぱなところの爲替銀

行である。特に最近琉球銀行との間にコレス契約の締結があつたとか、そういう契約が結ばれそうな段階にあるといふことも伺つております。この点についても先般大蔵大臣にお尋ねをしたが、まだそういうことは聞いておらぬ、こういうお言葉であります。とにかく従來沖繩貿易におきまして、東京銀行の果して参りました役割から考へますと、當然コレス契約が成立すべきである、LO開設の煩瑣を避くべきであるというやうに常識的に考へます。こういう特殊な性格を持つておるところの東京銀行は、當然円資金を他の銀行にまさつて調達しなければならぬといふことは理の當然であります。ところがこゝの意味におきまして、東銀に——法律で定められた特殊な性格ではありませんが、現在の経済事情が生み出した特殊な性格を認むるというこゝとを、これまで當然の常識であらうと思ひます。旧來の債券発行をいふなら、興業銀行や勸業銀行の特権だと考へる。しかるに大蔵大臣は、この方面の発行については、それを發行しない方がよからうという干渉がましいことをした、こういう質問さえあります。しかしこれこそ私は妥當だと思ひます。普通銀行の性格を持つて以上、金融債を發行することができ、法律が一般的にできております以上、あえて勸業銀行や興業銀行の割引債券が特權化して、これの發行の自由がある、と考へることこそ間違ひでありまして、さういふものはむしろ押えて、しからざるものを條件さえ整へば、金融債の發行はどの銀行がしてもよからう。しかし昨年四月以來計画を立てて來た東京銀行の金融債發行の問題は、

その銀行の特殊性格から考えまして、当然これは優先的に認めていいのだとお考えになったことが、私はむしろ進んだ考えであり、よき大蔵大臣の一つの行政施策だと信じております。かような意味におきまして、重ねて私は大蔵大臣にただ一言お尋ねいたしたいことは、東京銀行に對しまして私どもが感じておりますような、一種の貿易銀行としての特別性格が現在あるというところを認めてよいものかどうか。この点についての、大蔵大臣の御所見を一言承りまして、当委員会として感じました、また委員の一人として感じました債券に對する問題を、補足いたしておきたいと思つて次第であります。

○池田田務大臣 御承知のごとく東京銀行と申しまして、これは今の銀行の構成人員から申しますと、昔の正金銀行の方が多いのであります。しこうして正金銀行は御承知のごとく國際的の銀行でございまして、内地にあまゝり支店がございせん。その跡を受けて立つた東京銀行でございまして、資本金は十億圓を持っておりますが、支店が非常に少い。従いまして支店が少いと預金がそれだけ少いのであります。で私といたしましては、今の東京銀行の業務の状況は、官轄委員のおつしやる通りに、ほとんど外國為替手形の過半は東京銀行が取扱う。これは昔の経験があります。あまり経験のない銀行へ横文字のものを持つて行くとか、なか／＼はかどらない。東京銀行へ行けばすぐはかどる。こういうので民間の人は、どし／＼東京銀行へ行くのであります。しかるところ割引しよるにも預金が少いので、非常な支障を來しております。貿易手形等は再割引

を認めておる關係上、日銀にどん／＼行くのであります。そうすると日銀の方では、東京銀行では自分のところへ持つて來過ぎるとか、あるいは再割引でない貸付にいたしましたも、東京銀行は他の銀行よりも貸付が多いとか、こういうふうなことがあります。しこうしてまた貿易が盛んになるにつれて東京銀行の業務はどん／＼ふえて行く。こういう實際を私は見ておりますので、この際預金がまだ十分集まらなないのでありますから、貿易金融の方から申しても、東京銀行がこういう願出をすることはやむを得ない、当然なことではないかという考えであつたのであります。しかし当初は二十億圓の發行を相談に來ましたから、初めてのことであるから、十億圓ぐらゐに減らして様子を見たらどうかというので、実は十億圓に減らすべしという意見は申し述べたのであります。東京銀行は、そういうことならば十億圓でやつてみましうというので、私はもちろん大蔵大臣として、預金の横流れが盛んに行われというふうなことのないようにならぬ方面から考慮をめぐらしまして、申出の二十億圓を十億圓にして出資させた。そして東京銀行の今の業務の状況は上述の通りでございまして、理論からいつても實際からいつても、私は当然の措置であるという確信を持つておるのであります。

○官轄委員 ただいまの大蔵大臣の御答弁はまったく満足に値するものであります。それでこそ戦後における混亂経済の中の金融政策が細々ながらも継続して行ける、かような段階になるだろうと私は考えます。なお先ほど申し残しました一点をこの際記録にとど

めまして、將來の御考慮に資し、またわれ／＼委員といたしましては、あるいは議員立法の形をとりまして、これを強く推進する機会をとらえるかもしれません。それは何であるかと申しますと、日本銀行法の一部を改正する法律審議に際しまして、日本銀行總裁と政策委員会、ボードのチェア・マンと同一人では、將來必ず弊害があることをわれ／＼は力説して参りました。おそらく本日の段階においては、もし個人一万田さんの批評を避けた言葉で申しますならば、この制度が断然悪い。従つてどうしても次の機会において、日本銀行總裁はポリシー・ボードのチェア・マンになり得ない、こういうことにするか、それがなれても、もう少し嚴重なる隔壁を設けた制度にしなければならぬ、かように考えております。もし政府当局に適當な時期に御勸案をいただけないとするならば、われ／＼委員会におきましては委員長を中心として協議いたしまして、議員立法に訴へまして、日銀總裁と政策委員の委員長なる両性格から流れます誤謬というものを訂正して参りたい、かような信念を持つておることを、この際ぜひ記録にとめておきたいと思ひます。

○夏堀委員 それではこの問題はこの程度に打ち切りまして、税制の問題について……内藤君。
○内藤(友)委員 ただいまの東銀問題につきましても尋ねたいことがありますが、封じられましたから、いづれまた他の機会に譲りたいと思つております。それで私税制の問題についてお伺いしたいのであります。これは所得税

に關することでありまして。ちやうど大臣御出席でありますから、重大な問題でありますので、お答えいただきたいと思ひます。
それは政府が昨年の三月に漁業法を制定いたしました、漁業者が持つております漁業権を全部消滅させまして、その代価に漁業証券を交付するということがなつておるのであります。それが約百七十億交付されることになりまして、目下各地方ではこの補償委員会を開きまして、適當なる補償価格をとりきめいたしております。従つてこれにがまきましますと、近くその漁業権に對する等価の漁業証券が交付されることになるのであります。ところがこの補償金に對しまして、所得税法の第何條でありますかによつて、所得税を納めなければならぬのであります。私どもの計算によりますと、百七十億の漁業証券が出るのであります。所得税は百億ほどの計算になるのであります。そうしますと現実に漁業者はこの制度の実施によりまして、わずか七十億しか手に残らない。こういう問題が実は起きて参つたのであります。この漁業証券というものは決して財産の譲渡ではないのであります。これは漁業権とその補償金とを交換されたものでありますので、それに税金がかかつてそれが少くなるということは、結局補償金を減じたという結果になるのだと思ひます。ではなにかと思ひます。

先般農地改革のときに、農地証券が交付されたのであります。あのときは、法人だけは所得税をとられたのでありますけれども、個人は免れておるのであります。今度は聞くところによ

りますと、大蔵省内部と水産庁の事務当局との話し合いがまだついておらないやうであります。この際大蔵大臣の御所見をお伺いいたしておきまして、もし私の申し上げたことが正しいとするならば、ただいま出しております租税特別措置法の一部を改正する法律案、この中にひとつこれを盛り上げて、適當に漁民の希望をいれたいと思ひます。大蔵大臣はこういう補償金に對する所得税を、やはり税制にきめられた通りおとりになる御意思があるかどうか、それを一点伺いたいと思ひます。

○池田田務大臣 漁業法に基きまして、漁業権が他のものに補償譲渡になると申しますか、あるいは漁業権が一旦消滅して、新たに漁業権が発生するとか、いろいろ法律上の問題はありますが、問題のものは、漁業権と物權の譲渡に對しましては、譲渡所得税をかけておるのであります。今内藤君がおつしやつたように、交換というよりな言葉をお使いになりますと、交換は譲渡のうちを含むと考えますから、課税になりやうでございまして、これが交換であるかどうかという点につきまして、今後検討を續けておるのであります。いづれにいたしましても百七十億の漁業権のうちで、百億圓も課税になるといふことは、なかなか出て來ないのではないかと考えます。しかし課税額はいかにかわらなく、これは漁民あるいは漁業組合の方の利害休戚に、非常に影響があると考えますので、ただいま検討をいたしておる状況であるのであります。
○内藤(友)委員 御研究中のようでございますが、早急にひとつきめていた

だきたいと思ひます。そこでひとつお尋ねしたいのは、この百七十億の補償金に對しましての税金を百億と申しましたが、あるいはそんなにならぬという大臣のお言葉でありました。私百億か八十億か知りませんが、これは二十六年度の租税収入の予算の中に入れてお考えなされるのですか、それを伺いたいと思ひます。

○池田国務大臣 租税収入の予算に入っておりますか、私は知りませんが、こういう特殊のものにつきまして、予算を組むときに考へていくかどうか、これだけいろいろのものは予算のときには考へないのが、昔われ／＼がやつたときの状況であります。主務局長が幸いおりますから、その辺どうであるか、主務局長からお答えさせたいと思ひます。

○平田政府委員 今大臣のお話の通り、そういう事項を一つこまかく調べまして積み上げ計算という方法は、今やつていないのでございます。ただ毎年そういう類似のものはございまして、今度の二十四年度をものとしまして、二十四年度にあるいはそういう特別の所得があつたかと思ひますが、そういうものが一定の指数で伸ばされておりますから、入つていと言へるかもしれないし、入つていないと言へるかもしれない。その辺は特別に一つこまかく計算しまして、これが幾ら幾らというよりは計算いたしておらないのであります。そういうふうにお答えするほかにないと思ひます。

なおこの税額でございますが、かりに課税になると申しても、もちろん再評価法の適用を受けまして、それから小納税者の場合には免税になる点

も多いと思ひのでございます。組合の場合にもいろいろ違つて参りますし、私はかりに課税しましても大した税額ではないと思ひます。ある特別の個人の所得から見ますと、たとえば相当多額の漁業権を持つておりまして、賃貸してゐるという人の中には、課税になると相当の税額になるというところはあり得ると思ひます。大体そういうところではないかと思ひます。

○松尾委員 実はきのうも平田さんと税金の間答をやつたのですけれども、まことにあざやかな数字一点張りでも、どうしても納得ができないので、きうは大臣がおいでになりましたから、少し時間を余分にさいていただきたいと思ひます。

今回大臣がおつしやられておりますところの七百四十三億一千六百万円の租税及び印紙収入予算額の数字は、税法上の減税になると思ひます。それは言葉の上ではわかりませんが、私も私言考へるのに、むしろ予算面からの国民負担の軽減には絶対ならないような気がするのです。この七百四十三億一千六百万円は、私はこういうふうにかゝるのです。朝鮮動亂後から生産の活動も上昇いたしましたし、それに伴つて国民所得もふえたので、二十五年年度の税率でかかると、ばかにとり過ぎる。そして二十六年年度の支出面を見ますと、そんなにお金が必要ではない数字が出たのではないかと、いふふうに考へますけれども、昨日平田さんとお話をいたしましたときに、未亡人にも特別控除をやつたじやないか、あるいは六十五才以上の老人にも特別控除をやつてゐるとか、その他税率を引下

げたところもあるとおつしやいます。これはよくわかります。けれども近い将来に、昨年と同じようにタバコの手算上の金額もとれるのはむしろかしらうし、昨年の例を見ても、収入見込みが八十億も足りなくて補正で切つた例もある。

その上、今年はタバコは四月一日から各種価格を引下げる。その割に製造本数もふやしておりませんし、また諸外国の物価の上昇とともに、国民生活は苦しくなつて、米は買わなくては行けませんけれども、タバコの売れ行きも悪くなるのではないかと。こんなふうにかんがみまして、警察予備隊の増強もはからなければならぬだろうし、こうしたことが出て来ると、どうしてもこれは国民負担の予算面の軽減にならないと思ひます。なおよく説明いたしますれば、租税収入の面を見ても、二十五年年度と二十六年年度とはわずかに五億六千万円です。そのくらいしか差額がございせんから、結局予算面から見た国民負担ということになるかと昨年と同等である。同時に、ただいまお話ししたような事情が加味されて来ますと、むしろ上つて来るのじやないか。それで国の予算も計画を立てておやりになるのがほんとうで、個人の生活も計画を立ててやつていないで、突然に税金が増徴というやうな調子でぶつかけて来ると、非常にあつてますから、私はお聞きをしたいと思ひのでございます。

○池田国務大臣 最近になつて税法上の減税とか、予算上の減税とかいふ議論が多いやうでございまして、大蔵省といたしましては、しかもまた各國の大蔵省でも、日本の割合と同じやうな減税とか増税を行つておるのであります。生活が苦しくなつたり、国民生活が非常に低下したから、こういう議論が起つて来るのもやむを得ないかと思ひます。が、學問上はわれ／＼の言つてゐるのが、古今東西を通じての減税であるのであります。それでもし予算上について、数字であなたがおつしやるのならば、酒は本年の予算は千四百億であつたかと思ひます。しかもこの来年度の酒の分は、千七百二十億、こゝろなつておられます。あなたの議論から見れば、収入が多くなつて、非常に増税じやないかということになります。しかし国民皆さんに聞いてもらふなら、酒は減税になつてゐる。それから法人税を見ましようか、法人税は補正予算をつくつて五百七十億円の税金をとおしてゐる。しうして来年は五百七十億円で六百三十億円で六十億円ふえておられます。そうすると、御審議願つておる法人税法には、特別償却をやるとか、積立金の課税をやめるとか、こゝろいうやうに減税しても、収入は増になつてゐる。これは増税とはたれも言わぬと思ひます。またたとえば今年度のいわゆる事業所得税でも、初め予算は千五百億円で見込んでおつた。それを補正予算で三百三十億円で減じて千七百七十億にした。あなたの方減税とは申されぬでしう。それで千七百七十億円の予算が決算では千億程度になるのじやないか。しかし大蔵省としては、当初予算の千五百億円で千億になつても、今年度事業所得税を年度の途中で五百億減税したとは申しません。しかし収入は減つて来るのであります。国

民所得がふえて、それに対して税金がふえるのは、當然です。国民所得がふえて、税金が当然ふえるのを、ふやさないのが減税なんです。私の減税といふのはこれでございます。古今東西を通じて誤りない理論だと考へます。

○松尾委員 大蔵大臣は學問上とおつしやるのですけれども、實際の政治は學問ばかりではやつて行かれないと思ひます。現実には一個人の生活の上に見られた現象をとらえて、私は申し上げておるのです。それで大蔵大臣の観点と、私の観点とがたいへん違ひます。それでこの一致点はなか／＼見出せないと思ひます。あまりつつたんでもこれはだめですから、それでこの点はこのくらいにいたしますけれども、ただいまお話のありましたやうに、国民所得の増大ということ、どんなふうな方法によつて、はつきりおつかみになつたのでしうか。それをひとつ伺ひたい。

○池田国務大臣 私は他の機会でも申しておきましたが、減税、増税という問題と、国民の生活が苦しくなるならぬという問題とは、これは別個の問題であります。それは減税はしました。が、物価が非常に上つて来た。しうして物価が上つてもうけた人はよろしうございましてけれども、物価が上るほど所得がふえない人は、これは生活が苦しくなつた。そこを減税してあまり苦しくないやうにしう、こゝろいうわけですね。ところが減税とか増税の問題でなしに、国民生活をどうするかという問題になります。これは別個の問題、これははつきりわけてもらわなければいけない。物価が上つて苦しくなつたじやないか、減税しても楽にな

らぬ、こういう議論はありましよう。
しかし減税は減税なんです。そこを認めてもらわなければいけません。それで減税問題をお聞きになりましたから、私もそう申したのですが、来年の国民所得がどうなるかということにつきましては、安本が専門で検討いたします。大体三兆七千億程度に見込んでおります。この国民所得の計算というものは、各国とも非常にやつかいであり、先般もシャープ博士が来て、日本の国民所得の計算の方法を検討して、さじを投げて帰られたのでありますが、なか／＼むずかしい問題であります。昭和二十五年の国民所得も、当初は二兆七、八千億と言っておりましたが、大体三兆二千億になった。この三兆二千億が三兆七千億になぜなるかと申しますと、まず第一に生産の増加であります。そしてこれに對してある程度の物価の上昇を見込んでおります。そこで生産の増強はこれはよいしかし物価の上昇があつた場合において、減税をして国民生活がどうなるかという問題は、これは問題だと思ひます。物価が上るから減税にならぬというのではない。減税は減税なんです、国民生活が向上したかしないか、こういう問題になつて来る。それでありますから物価は、生産をうんと増強して国民所得をふやすとともに、あまり物価を上げないよう、いろ／＼な処置をしておるのであります。昭和二十四年中は国民生活の指標でありますところのCPI、消費者物価指数は大体一三七、八だと存じます。しかし昭和二十五年は吉田内閣の財政経済政策が奏功いたしました、二十四年の一三七、八のCPIが一二七、八でとどまつてお

るのであります。これは減税をして、消費者物価指数が下つたといふので、これは二重によくなつた。しかし今度のは来年はどうかと申しますと、昨年の十月、十一月はCPIが一二八程度で、おとしに比べますと、上ほど下つておりますが、昨年の十二月は一八が一三四に上つております。今後このCPIがどん／＼上つて来ますと、減税はせつ／＼つたけれども、国民生活は案になつて来ないという議論が出て来ます。減税、増税の議論ではあります。そこでわれ／＼は物価ができるだけ上らぬように、生産資材の上るのは国際関係でしかたがないが、少くとも消費者物価指数は、国民の生活上影響が来ないよう、あらゆる施策を講じて行つておるのであります。

も、国民所得を計算する上におきまして、二兆七、八千億が三兆二千億になつたといふのは、米価が五千五百二十九円になつたといふことも国民所得の増になります。それから賃金は昨年の一月から十二月までにかへまして、七、八百円の平均賃金の値上りがある。これは見ておられます。また年末におきまして、特殊産業には相当な年末賞與が出ました。賃金の増加もあります。それからいろ／＼な生産物が大体一割程度ふえるのであります。こういう各部門におきまして、全体的に国民所得の増があります。農業でどれだけ、勤労でどれだけ、あるいは工業でどれだけといふことは、政府委員から答弁をさせます。

○松尾委員 その大臣はおつしやるのですけれども、どうも勤労者が七、八百円くらいふえたといつて、生活が案になつたといふことは、私はうかがわれなかつたと思ひます。ただそれが数の上で大勢ですから、国民所得に対する増加の面を幅広く占めるかもしれないけれども、個々の生活からいへば、決して七、八百円の昇給でよい生活になると思ひません。

ところで税法の税率についてちよつと苦情があるのです。というのは、実は十萬円を越える人に百分の二十の課税。百萬円以上の人には五五の課税する。百萬円以上の人には五五の課税をいたしまして、残りは四十五萬円あるのです。十萬円の人に二〇%をかける、その残りはわずかに八萬円で、そしてその残りの八萬円と四十五萬円を比較すると、非常な開きの大きい数字です。けれども金を持つてゐる人も持たない人も、一度にお米を一升も二升も食べられませんか。そしてまた一ぱんにくつを三足も四足もはけないと思ひますから、こういう点で大臣も、国民の生活云々でしたらこれは税金とよく別に考えたとおつしやるのですからこの税率を下にはもつと軽くして、上にももつと厚くして税収入をはかるようにしていただきたいのです。そうしないと非常にここに不均衡を来すといふふうに私は考えるのですけれども、どうでしょう。

○池田国務大臣 そういふ議論は昔からあつたのであります。そこでイギリスなんかは九十パーセントの税をとつておつたのであります。日本でも九〇%以上の税率を使つたことがあるのであります。しかし日本の国民所得の所得層を考へてみますと、昔は富士山のようなこつ／＼いふところをしており、いまは、しかし今の日本の国民所得といふものは、何といふか剣山のよう、急に下へ下つてこつ／＼なつておる。ですから上をいくつとつても、財政収入といふものはまかなえない。アメリカやイギリスのように富士山のようにであつたら、五合目から上がたくさんありますから上りの山ですけれども、人が登れないような剣山のようなところは、いくらとつてもとれない。こうして、今五五とつて四五%残るとおつしやいます。これに住民税がかつたり、あるいは所得の多い人は寄付が、いやでございしますが来まして、こういうことになりまして、上の人もその差ではございせんし、そうしてたくさんの方の負担がある人はごく少いのであります。昔の日本の所得と申しますと、アメリカやイギリス流に富士山の所得、今はまるでほうきを立てたよう

るんだから、間接税の方に力を入れて行くべきだという議論もあります。この前新聞を見ますと、ある有名な方がある有名な方に意見書を出しにたつたときに、間接税中心に行くべきではないかというのを言っておられたようですが、私は間接税というものは大衆課税で、やはり税の理論としては所得税で行かなければならぬ。私は所得税は早い機会に安くしたいとは思いますが、何分にもどれだけあなた方が予算を削つてくださるか、どれだけ公共事業費も減らし、あるいは政府の仕事も減らし、役人の数も減らし、あなた方がどんな政府の予算を削りくださったか、進んで減税をいたしましたか。一にかかつてあなた方におまかせしておるのであります。国会でおきき願えれば、その時期に軽くなると思ひます。

○松尾委員 今のお話を伺つて、もう一つ聞きたくなつたのですが、いわゆる予算をどのくらいまで減らすというお話ですけれども、一体今の物価指数と諸外国の様子あるいは労働賃金からあわせて考えまして、日本の予算はどの程度がほんとうは妥当なんですか。その数字をお示しくださいますれば、それになるように私も議員の一人として奔走します。

○池田国務大臣 お話申し上げました。大体予算のスケールというものは国によつて違います。一応一般会計をとり見ますと、日本の一般会計の歳入歳出は、三兆八千億に對しまして六千六百億に相なつております。二割足らずであります。イギリスの予算は百億ポンドの国民所得に對しまして、歳入歳出は三十四億ポンド、三割四、

五分でございまして。アメリカの予算は二千二百五十億ドルに對しまして、歳入が四百二十三億ドル、歳入が三百七十二億ドル。これで大体スケールがおわかりでございまして。この四百二十三億ドルのアメリカの歳出は、今度の軍事費増加によりまして七億ドルまで参りました。これは一九五〇年から五年の予算で軍事費を四億ドル、しかもまた対外援助を相当に見込みまして四百四、五十億ドルの軍事費を使つたために、七百億ドル程度になつた。国民所得に對して二割五分、日本は国民所得の一割何割、こういうような財政スケールであるのであります。これだけ国民所得に對しては財政が少いから、税も安かろうと思つたにあらう、ことにアメリカより日本は税が高いと苦しんでゐる。それは国民所得が今のほろを立ってたよう、下の貧乏人が多い。それが税を負担しなければならぬからそうなる。だから国民所得に對して税が何ぼだといふようなことは、一概に言えないのであります。幸いに日本は国民所得に對しまして、去年は一般会計の歳入は二兆三千億のときに七千四百億円の予算、これは三兆二千億円のところで六千六百六十億、来年は三兆七千億円のところで、ことしよりも減らしたのでありますから、よほど財政はよくなつたのであります。しかしして財政の規模はどういうようになるとか申しますと、これは国家が差違つて所得が多くなつて来れば、多くなるのは当然であります。しかし来年は国家の生産がふえて国民所得はふえるのだが、われわれは歳入歳出は減らした。これが私が議會でいばつてゐる一つなことであり

ます。りくつから言つたら、国民所得がふえて来れば財政の規模もふえて来る。これを私は本年も縮めた。だから予算の形がどうなるかといふことは、そのときの情勢で考えなければならぬ。あくまで私は歳入歳出を減らすのに汲々としてゐるのじやない。国民所得、国の経済を大きくする、予算がふえるよりも経済を大きくするのが先なんです。経済をほんとうに大きくするために安定した土台をつくらねばならぬといふので、過去二年間やつて来たのであります。大体いつも言つてゐるようによほどよくなつて参りました。目鼻がついた。これからは一生懸命に、あと先を見ぬといふわけには行きませんが、自信を持つて、ひとつ経済の復興に邁進するときにと思ひます。だから予算のスケールとか何とかいふことにあまりとらわれる必要はございせん。これは相対的のことと考へておきます。

○松尾委員 中央の方は大臣のお骨折りでたいへんよくなつたようにも、その御説明で受取られますけれども、これが地方税の方に非常にかかつてゐると思ふのです。それで制度の上から申しますと、教育も消防もあるいは警察の一部の税を地方の方に与へる権限を與へられてゐるだけで、お仕事とペタンがとれておらない關係から、なかなか地方は中央が案になつたかわりに苦しくなつてゐると思ふ。けれども民主化の徹底をはかるためには、もつと中央の財源を地方に與へなくては、ギリ賃になつてしまふような關係があるし、せつかくの民主的な制度も廃案にしなければならぬといふようなこと

も、なきにしもあらずと思ふのですけれども、大蔵大臣は中央から地方へもつと財源の委譲をおはかりになる努力をしていただけないでしようか。

○池田国務大臣 金の出るところは国民のふところ一つでございまして。国でたくさんとり上げて地方へ出せと申さるゝは、国もたくさんとるといふことはいやです。地方もやはりいやであります。今、地方のとり方が、国でやつておる以上に合理的にやつておるかといふと、地方の財政についてあなた方がわれわれを監視なさるほど監視しておるかどうか、こういうことをひとつお考え願ひたいと思ひます。私としてはできるだけ平衡交付金をふやそうとしておりますが、ほんとうに地方団体の財政をだれが握り、だれが監督し、だれが指導しておるかといふことを考えますと、非常にいやな点があるものであります。最近のこの議會を見まして、非常にたくさん傍聴に来ておるやうであります。こゝろから因はどこにあるかといふことを考えなさいと、国の方は安くなつたといふことを社会党のあなたは認めてください。国が、地方の方も安くなるように、国民が監視しなければならぬと思ひます。ほんとうに合理的に節約して、国民の血であるという氣持で使つてゐるかといふことを再検討しながら、われわれとしてはできるだけの交付金の増額をはかりたいと思ふのであります。一概に国の方から出せとおつしやつても、出すのだからまた所得税をたくさんとらなければならぬし、酒の税金を上げなければならぬ。それからやはり地方々々のやるいろ／＼な事業も、国から出すといふことになる、

したがります。それを節度なくやるというところは、これはみんな国民が出すのですから、国民が国の財政に關心を持つと同時に、地方の財政にも關心を持つてもらなければいかぬ。あるところ、国の歳入歳出は六千億とか七千億とかと批評を加えておるが、東京府の予算は幾らになるかといふことを知つてゐる人がだれもいない。これでは私はいかぬのだと思ひます。国の歳入一億、二億のことをやこつておりますが、東京府の歳入歳出の予算が何億といふことを聞いた、二十人くらいおりましたけれども一人も知らぬ。大蔵省の局長でも一人も知らぬ。これではいけないのであります。みんなに地方のことをわかつてもらつていなければいかぬ。私は大蔵省の人のことを非難するわけではありませんが、あまり関心がなさ過ぎると思ふのであります。

○松尾委員 それでも私たち地方の人から思つて、制度だけはいいけれども、金も地方にとられてしまつたので、大蔵省官僚の仕事がなくなるし、額にもさわるからといふので、金だけは押えておこうといふやうな感じがするのです。制度は向うにお渡ししたけれども、金までやつてしまつたのでは、監督力がなくなるからといふやうにも考へられます。もうそんなくお骨折りのことと思ひますけれども、どうぞ地方の財源をもつとふやすうに努力していただきたい。それからもう一つ御質問申し上げたいのは、さつきのほろきでまわり中貧乏人だからといふので、大臣は結局今度資本の蓄積をお呼びになつたのだと思ふのです。このほろきだけを非常に

かわいがりなさいまして、税法だのその他いろいろ関係から、こればかりに恩典を與えているように思うのですけれども、私は資本の蓄積というものは結局のところ、必ずしも大資本家をつくり上げるということではないと思ふのです。もしあまりにこれを極端におやりになるといかがかしらと思ふのです。この資本の蓄積というものは健全性を保つて行かなければならないから、配当の制限とかあるいはそれ自体の冗贅の節減とかということをやつて行く方がいいのじやないかと思ふのです。大臣はこの点についてどうお考えでしようか。また日本に金がなくて貧乏人ばかりの税金をとつてやるということではなしに、他の方法で金をつくらせて蓄積ができるように、あるいは産業資本の注入をするとかいう方法を、お考えになるおつもりはございませんでしようか。

○池田田務大臣 資本の蓄積は金持ばかりという考えは持つておりません。どうしても全体として蓄積しなければ、一人や二人の蓄積では間に合ふものではございません。従いまして全般的に金が行くようにし、また集まつた金をできるだけ有効に使つて行くようにいたしておるのであります。何といつても資本の蓄積はなか／＼できないから、どこからか金を持つて来てという考えであります。これを誤りますとたいへんなことで、敗戦直後のように、金をど／＼出して物をつくれればインフレはやむのだということは、ひとつのりくつではあるけれども、世の中はその通りに行かないのです。物と金とのアン・バランスだからというので金をど／＼出しますと、先にイン

フレになつて生産ができない、こういうことに相なるのであります。そこで私は金もど／＼に出さなければいけない。しかし金を先にたくさん出したら生産はできない。それでどうして今のところをやつていただく。見返り資金や預金部にたくさん置いておるじやないか、この金に困つておるのになぜあれを使わぬかと言われますが、見返り資金や預金部に千数百億円がためておるのには、日本銀行から輸入促進のために二千四、五百億円出しておる。それが出ておるから政府が調節をしておる、こういうふうなことであります。今輸入のために二千四、五百億円も日銀が出しておる、国も見返り資金なんかど／＼出して行つたら三、四年前のインフレが出て来るのであります。これは全体としてよほど考えなければならぬのであります。金だけが不自由なのじやない。金が不自由であると同時に物も不自由なのです。だから金が不自由だというので金だけやつたのでは、物がますます不自由になつて来るのであります。従いまして急激に資本の蓄積をはかりますが、足りないところはやはり外資導入よりほかにあります。しかし外資導入といつても、ドルが来たつて意味をなさない。ドルにかゝる物が来るのが主眼であります。だから物が来、ドルも来、来たドルで買つて行く、こういうことで行かなければいかぬので、金ばかりにとらわれるべきではありません。金より物、物より金と、こうちがはくに来るようでございますが、金も物も常に一体をなしておるものと考えております。

○松尾委員 大臣なか／＼お骨折りで私もよくその心情はわかります。ちょうどこれは隣の金持の坊やのいいおもちゃだとか高級な菓子や、貧乏人の子供が金のないお母さんにねだつていると同じような苦しみがあると思ふのです。けれどもこの賢明なお母さんは、一應近所のみえもあるだろうし、また子供をひがませないでよく指導して行かなければならぬという教育心も持つてゐるだろうし、なか／＼のお骨折りだろうと思ふのです。どうか大臣もこのよき賢明なお母さんになつていただきたいと思ふのです。貧乏人をあまり犠牲にしておきますと、半死半生の状態で水を飲んでがまんしていられる間はいひのでありますけれども、それが不平とかわつて来ると、自由党の大臣に、また日本の国民思想というものが、不満から大きな火がついて来るのだと思ふのです。單なる貧乏経済をつかさどるという問題だけで終らずに大きな世界的な問題まで発展するといふこともあり得ますから、どうかいい指導をしていただきたいと切望する次第でございます。

○池田田務大臣 ありがとうございました。○竹村委員 大臣に一つ税制問題でお願いいたします。それで減税の点で松尾さんに聞いてお伺いしたいのです。が、重複することを避けて、簡単にお願いしますと思ふます。大臣は一月二十九日の本会議におきまして、今度の税金は予算よりも以上にとれるというふうに言明されておるのでございますが、これは源泉課税あるいは申告税、法人税いろいろな点からでありまして、予算よりも多くとれると考えられたのか。そうしてどのくらい多くとれるのか。考えておられるのか。その辺からお伺いしたい。

○池田田務大臣 ごく最近の数字は存じませんが、一月の二十八、九日ごろ私が本会議で申し上げたときの氣持は、源泉課税の所得税で四、五十億くらい増収が出るのじやないか。それから法人税で百億程度、補正予算以上にとれるのではないか。それから酒の方で二十億余り増収があるのではないか。しかるところ片一方の事業所得の方で先ほどもちつと触れましたが、千五百億を千七百七十億に減らしてあります。これがやつぱり百億以上の減収になるのではないか。物品税もある程度の減収が出ましよう。こうやつてみますと、非常にとれるものもありませんが、事業所得税のようにとれないものもありますので、全体としては大した増収にはなりません。

○竹村委員 そういたしますと、勤労所得税では四、五十億に減らして源泉所得の方でふえるという御説明であります。が、源泉所得の方でふえるという分は、結局におきましては給與の値上げ、あるいは賃金の値上げ等によるもので、つまり勤労者所得の増額による税金がふえるのである、こういうふうに考えられるのです。賃金の値上げというふうな考え方は、結局は生活物資の値上げ、あるいは給與ベースの改訂はつきりした給與ベースの改訂ではないでしうけれども、そういうところからふえるんだ、こういうふうに考えられておるのかどうか。結局消費物価が少し上るといふことを、

大臣は考えておられるのかどうか。この点を伺いたい。

○池田田務大臣 消費物価の方は最近上つて参つております。詳しく申し上げますと、先ほど触れました消費物価指数は、昨年の一月ごろ一三二、三であつた。それが昨年の四月、五月ごろ一四四、五、昨年の十月が一四八、十一月一三四、三となつて来ておりますので、高低はございますが、昨年の十二月はかなり上つて来ましたが、それまではつと横ばいであつた。かるがゆゑに私は、勤労階級の分はおとしに比べて苦しくなつたとは考えません。消費物価指数が真なりとすれば、私はこれを信じております。そうだとすれば勤労階級全体としては、おとしの平均一三七、八だつたといふことになれば、一〇程度下つておりますから、苦しくなつたとは思ひませんが、賃金はかなり上つております。去年の一月は平均賃金が九千七百円、一月は特殊な例でございまして、二月は平均が八千七百円、それが十一月には九千五百円になつておる。一月、十二月は特別でございまして、二月と十一月を比べたら、七、八百円上つておるわけですから、しかし消費者物価指数は横ばいである、こういうことであるのであります。私は物価が上つたから、賃金が上つたといふことは持つて行きたくない。持つて行きたくないといふのも希望ではございませんで、生産が非常にふえて、所得が全般的に上つて参りました。そこで昨年の暮れなんか、繊維関係の年末賞與は、当初は一箇月半といつておりましたが、結局紡績なんかでも二、三箇月分とか二、一箇月分とかに上つて来た。こういうことで

る。いたし方ないからこのくらいにしておこう。そのついでにこの改正案のねらいとして、いわゆる法人税などにおける資本蓄積をおやりになつて、法人に対しては、もつぱら資本蓄積の名において減税をされておる。たとえは積立金に対するとおるの課税の廃止、こういうことをされておる。時間がありませんので、また後ほどやりたいと思いますが、とにかく改正案を出されるということは、つまり予算が余るから、いたし方ないからこういうふう

しよ、そのついでに法人に対して資本の著積の名においてひとつうんと減税してやれ、こういうことだと私は考へておることを申し上げて、これで打切ります。

○宮澤委員 輸入関税のことについて、ちよつと伺いたいと思うのであります。これは関税率審議會で政府に答

申される段階になつておると聞いておりますが、石油の原油の輸入関税問題は、今後定率法の改正のときに再度出されることになると思いますが、一応この問題について、非常に急を要する問題でありますので、伺つておきたいと思ひます。

に外國から入つて來るといふことになり、ます場合に、國內の業證の救済から考へて、一〇%の保護關稅をかけようといふ計画を進められておるといふことを聞いておりますが、日本の今の經濟狀態、この窮迫狀態において、工業原料であるところの原油は、相當多量に儲蓄をしなければならぬといふような状

態になつて参つております。しかるに
今回政府で、原油に対して一〇%の税
をかげようという計画を進めておる。

ところがこの石油の総数量の約九〇％は、外国から輸入しておりまして、全使用量の一〇％が国内で生産されておる。もしこの一〇％の国内原油を保護するために、九〇％の輸入原油に對して一〇％の課税をして行くということになると、これは結局物価の問題にも大いに影響を及ぼすし、また重要な原料をどん／＼輸入しなければならぬという段階になりまして、一〇％の高率税をかけるということとは、非常に不合理だと思ふのであります。政府は別にこれについて意思表示もしておりませんが、審議会上申しまして、政府が採択しようというにきまつたというのを聞いておりますが、その点について伺ひたいと思ひます。

○平田政府委員 石油の関税の問題は、御指摘のように、相当重要な問題だと私も考えておりまして、実は昨年米の問題につきましては、大蔵省としまして、各省とたび／＼会合しまして研究を重ねたのであります。そして、最後に到達いたしました結論が、結局におきまして、主として国内産の原油の保護という見地をこの際考慮することにしたしまして、一〇％程度の関税率を盛り込むという考えでおるものであります。その内容につきましては、また後刻関税率法を出しますが、関税率審議会におきまして、この問題につきましては活発な議論があつたのでありまして、結局結論から申し上げますと、かりに日本におきまして原油を生産する、全体の需要量の一割強で非常な少いと思ひしても、やはり国内で原油を生産するというところは、非常な経済上の強みと申しますか、意義があるのでございまして、外国からの輸入が減少したような場合、あるいはその他の場合におきまして、非常に重要な意味を有すると思ひます。そのような意味におきまして、日本の石油資源の開発、石油の増産ということにつきましては、やはり国家的見地におきまして、この際私どもは相当これを推進する必要があると思ひまして、少くとも一〇％の関税はこの際賦課したらどうか。一〇％でも、率直に申しますと保護関税としましては低いのであります。戦前はむしろそれよりも高く二〇％、二五％という関税をかけておつたのであります。今いきなりそういう高い関税をかけますと、御承知のように一般にも相当影響がありますので、石油の増産につきましては、適当な対策を講ずることになつたしまして、関税率としましては一〇％程度で行きたい、こういうことで、大蔵省といたしましては、関税率審議会の意見等も聞きまして、案をまとめたような次第であります。しかしこの問題は相当ほかにも影響するところもございまして、問題がございまして、関税率法が本国会に上りますと、さらに関係省の御意見等もよくお聞き願ひまして、適当な決定をお願いしたいと思ひます。また原油に一〇％課税いたしましたも、ガソリンの値段の方は一〇％よりも少し低い影響しかないようでありまして、それらの点も適当な機会に、さらに詳細御説明申したいと思ひます。次第でございまして。

○宮腰委員 世界の現状を見ますと、原油生産の自給率の非常に低い国は、大体原油に對しては無税のようでありまして、これと同時にまた戦争状態、いわゆる国際不安の状態になつて来る、いろいろな材料、いわゆる生産原料を日本の国内において備蓄しなければならぬ。こういう意味合いから考えても、この税の一〇％の引上げ方は非常に不当じやないか、こう考えるのです。またこれに對しては各種団体の方々も、非常な反対陳情を盛んに議會側にしておられます。この国際不安の折柄、こういう原油という重要なものは、どん／＼日本の国内に輸入しなければならぬ。こういう意味合いで、われ／＼は一〇％は高過ぎるようにも考えられますし、また外国の原油の自給率の低い国は全然無税になつておる。そういう意味からいつても、わずかに一〇％の精油業者のために、これだけ産業に影響を及ぼすような税のかけ方はどうも不合理に思ふので、今後関税率法改正のときには、一応これをお願いしたいと思ひますが、政府の方で、ぜひ善処方を御研究願ひたいと思ひます。

○平田政府委員 なお詳細は将来に譲りたいと思ひますが、日本の石油資源は、やはり相当開発の余地があるといふことと、それから数量は少くとも、国内に原油の生産があるといふことは、いふ／＼の意味におきまして非常にいいこととございまして、また強みであるといふ点は、関税率を定める際におきまして、私ども考慮に入れた点でございまして、もちろん需要者側が多うございまして、それに伴つて値上りということになりますので、反対論が相当多いことも事実でございまして、同時に将来における日本の石油資源をどうするかという問題と関連いたしましたして、御決定願ひたいと思ひます。なお詳細は関税率法の御審議の際に、十分御説明申し上げたいと思ひます。次第であります。

○三宅(則)委員 私の質問したいと思ひますのは、通行税のことについてであります。航空機が発達いたしましたので、将来は日本の国土を縦横無盡に通行できる、こういうことになるだろうと思ひますが、現在ではあまりたくさん使つてないと思ひます。もちろん外国人には適用はないと思ひますが、航空機による通行税はどのくらい見積つておられますか。またその状況等について、主税局長から承りたいと思ひます。

○平田政府委員 航空機による国内の通行が始まる可能性がございまして、今国法律案を出しまして、汽車の一、二等と同様な課税をする、こういう提案を実はいたしておるのであります。また今のところあまり確実なことは申し上げにくい点もあると思ひますが、一応私どもの見込みましたところによりますと、これはまだ料金等も実ははつきりいたしておりませんので、一応の予測にしかすぎないのでございまして、航空機による二六年度の収入見込み額を八千五百万円程度と見積つております。これは先般お配りしてあります歳入予算の説明の中に書いてございまして、それによりまして御了承願ひます。

○三宅(則)委員 通行税の問題でもう一つ伺ひますが、汽車の一等、二等にかけて汽船にはかけない。これは常識であると思ひます。この通りにな

○平田政府委員 これはやはり私は消

費税の課税システムの一環として考えなくちやならぬと思います。たとえば物品税等は、ある程度せいたくなものには課税するという考え方をいたしてあります。旅行も一種の消費支出でありまして、従いまして旅行の中で特別に高い料金を払つて旅行するという者に対しては、若干負担力があると考えられますので、全体の消費税のシステムとしてどういうふうに考えるかということになるかと思ひます。もし将来物品税等を全廃するということがありましたら、あるいは通行税等もやめた方がいかに思ひますが、まだなかなかさういふ状況に参らないということでございますと、やはり課税の對象というところに相なるかと思ひのであります。その辺のところは、今の段階ではちよつと確定的な意見は申し上げにくいのであります。

○三宅(則)委員 主税局長のお話によりまして大体は了承いたしました。私どもは今後国民経済の復興と同様に、流通経済というものも考えられますから、通行ということも盛んになるだろうと思ひますが、当分の間は今度改正なられましたようにして行きたいと思ひます。つきましては、この前奥村委員から御質問がありましたので、すでに主税局長から答弁があつたことでありますが、相續税につきまして一応明確にするために、もう一ぺん御質問いたしたいと思ひます。十万円まではどのような名義であつても、受取るときにこれに課税しない、こういうことになつておるわけでありまして、何べんだなたから受取つても、十万円まではさしつかえないということに了承してよろしうございますか。

もう一ぺん伺ひたいします。
○平田政府委員 相續人ごとに、保険契約者一人ごとに計算しまして、十万円ずつ特別控除をするということでありまして、

○三宅(則)委員 時間も参りましたから長くはいたしません、私どもの考え方をちよつと申し上げます。印紙税ということが考えられるのですが、印紙税は登録税等から考えまして、安過ぎるということもあつたのですが、商品切手というものがまた出て来たわけでございます。これにつきましては、デパートにおいては今後相当差違するようには見られておりますが、政府としてはどういふふうに考えておりますか。もしおさしつかえなければ承りたいと思ひます。

○平田政府委員 商品切手の方は、現在も課税しておりますが、課税の最低限が低いので、今度上げようという改正を行つておるわけでありまして、もちろん商品が豊富になりますし、販売の競争が相当行われるということになります。商品切手等も自然に相当盛んに相なるかと思ひのであります。これに反しまして戦時中のように割当制、配給制がしかれて、一般の自由販売の物資が少いような場合には、商品切手はおのずから少くなるという傾向になると思ひのであります。自由販売が多くなつて参りましたので、やはり商品切手はある程度増加するのではないか、こういうふうに思ひます。

○三宅(則)委員 ちよつと伺ひますが、商品切手というものはなか／＼利用価値があつたのであります。自由経済がなくなつて統制経済になつた

ときに、これが中止されると思ひのであります。しかしその後統制経済がはすれまして、だん／＼と自由経済になつて来ております。今のデパートの経営等を見ますと、現金取引というものがデパートの本質であると思ひますから、商品切手というものは将来発展はいたしますが、今のところはあまり活発でないように考えておりますが、政府はどういうふうに考えておりますか。
○平田政府委員 お話の通りでありまして、統制時代にかなり衰えていたのが、最近復活しまして大分盛んになりつつあるのが現状だろうと思ひます。
○三宅(則)委員 いろいろあります。が、本日はこの程度にしておきます。
○夏堀委員長 本日はこれをもつて散会いたします。

午後三時三十一分散会